

# 伊方町分別収集計画

【第9期（令和2年度～令和6年度）】

令和元年6月

伊 方 町

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

# 伊方町分別収集計画

令和元年6月5日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・分別収集の徹底と資源ごみの積極的な回収

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	533t	513t	494t	476t	458t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、当町廃棄物減量等推進員を活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

### ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### ・過剰包装の抑制の徹底

簡易包装の協力店など各小売店での包装の簡素化を推進する。

### ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化の検討、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、関係者の連携方策等を行い、各小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、伊方町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 其他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	古紙・古着
主として段ボール製の容器	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食器トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	8t		7t		7t		7t		7t	
主としてアルミ製の容器	11t		10t		10t		10t		9t	
無色のガラス製容器	(合計) 25t		(合計) 22t		(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 20t	
	(引渡数量) 25t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 22t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 21t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 21t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 20t	(独自処理数量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 25t		(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 21t		(合計) 20t	
	(引渡数量) 25t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 22t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 22t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 21t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 20t	(独自処理数量) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 7t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 5t		(合計) 5t	
	(引渡数量) 7t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 6t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 6t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 5t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 5t	(独自処理数量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	t		t		t		t		t	
主として段ボール製の容器	82t		74t		71t		68t		66t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 7t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t	
	(引渡数量) 0t	(独自処理数量) 7t	(引渡数量) 0t	(独自処理数量) 6t	(引渡数量) 0t	(独自処理数量) 6t	(引渡数量) 0t	(独自処理数量) 6t	(引渡数量) 0t	(独自処理数量) 6t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 24t		(合計) 21t		(合計) 20t		(合計) 20t		(合計) 19t	
	(引渡数量) 24t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 21t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 20t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 20t	(独自処理数量) 0t	(引渡数量) 19t	(独自処理数量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 36t		(合計) 36t		(合計) 34t		(合計) 33t		(合計) 32t	
	(引渡数量) 33t	(独自処理数量) 3t	(引渡数量) 33t	(独自処理数量) 3t	(引渡数量) 31t	(独自処理数量) 3t	(引渡数量) 30t	(独自処理数量) 3t	(引渡数量) 29t	(独自処理数量) 3t
	(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t	
(うち白色トレイ)	(引渡数量) 0t	(独自処理数量) 3t								

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= (\text{容器包装廃棄物の排出量の見込み}) \times (\text{分別排出率})$$

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、老人クラブ、女性団体、PTA、小・中学校及び各種団体による集団回収が進んでいる缶、ガラスびんについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	町委託業者による定期回収 各種団体による集団回収	町 町委託業者
	アルミ製容器		
ガラス	無色のガラス製容器		
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
紙類	飲料用紙製容器	町委託業者による定期回収	
	段ボール		
	その他の紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル		
	(白色発泡スチロール製 食品トレイ)		
	その他のプラスチック製 容器包装		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、白色トレイは、伊方町リサイクルセンターにて選別、圧縮、保管する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	袋	パッカー車 ダンプ車	リサイクルセンター （選別・圧縮施設）
アルミ製容器	袋		
無色のガラス製容器	袋		
茶色のガラス製容器	袋		
その他のガラス製容器	袋		
飲料用紙製容器	縛る	ダンプ車	ストックヤード
段ボール	縛る		
その他の紙製容器包装	袋		
ペットボトル	袋	パッカー車 ダンプ車	リサイクルセンター （選別・圧縮施設）
白色発泡スチロール製 食品トレイ	袋		
その他のプラスチック製 容器包装			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・廃棄物減量等推進員を各地区1名以上配置し、継続的に地域リサイクル活動を推進していく。
- ・ペットボトルやその他のプラスチック製容器包装については、可能な限り再利用を図るものとして、環境への負荷、再資源化に必要な行政コストや再資源化技術の動向などを考慮しながら、精度の高い分別収集を図っていく。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。